指名停止措置状況（物品・印刷・業務委託等）

令和８年５月１４日現在

商号 住所	適用措置 停止期間	開始年月日 終了年月日	指名停止の理由
株式会社クリーン工房 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2さいたま新都心LAﾀﾜｰ30F	不正又は不誠実行為 １か月	令和 8年 5月14日 令和 8年 6月13日	和8年2月1日に投開票された川口市長選に関し、当時の代表取締役が公職選挙法違反（買収）の疑いで逮捕され、令和8年3月27日に略式起訴のうえ罰金刑が科されたため。